



2022年5月24日

各 位

会社名 大阪瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原正隆
(コード:9532 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 中窪和弘
(TEL 06-6205-4552)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第204回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的

現行定款第2条に定める事業目的について、当社グループの事業の現状と今後の事業展開を踏まえ、再生可能エネルギー・水素に関する事業や電気通信事業等を追記するとともに、事業の関連性による並び替えや表現の見直しによる明確化等の変更を行うものであります。

(2) 議決権の不統一行使の通知方法

現行定款第13条第2項において、会社法（平成17年法律第86号）第313条第2項に定める議決権の不統一行使の通知は書面によるものとしておりますが、この通知方法は定款の必要的記載事項ではないことから、同条項を削除するものであります。なお、通知方法は、定款の委任に基づき株式に関する取扱いを定める株式取扱規程に定めることとし、電磁的方法も加えさせていただく予定であります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に定める改正規定が本年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次の変更を行うものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、法令に定めるところに従い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をされた株主さまに交付する書面に記載する事項の範囲を、法令に定めるところに従い限定できる規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(4) 剰余金の配当の決定機関

感染症の流行や天災地変等の不測の事態により、株主総会の決議によることが困難な場合に限り、取締役会の決議をもって、機動的に期末配当を行うことができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、現行定款第30条第1項を変更するものであります。なお、これに該当しない場合は、引き続き株主総会で期末配当を決議いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日（予定）
定款変更の効力発生日	
事業目的、議決権の不統一行使の通知方法、および 剰余金の配当の決定機関に係る変更	2022年6月28日（予定）
株主総会資料の電子提供制度に係る変更	2022年9月1日（予定）

以 上

定款 新旧対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>ガス事業</u></p> <p>(2) <u>熱供給事業</u></p> <p>(3) <u>電気供給事業</u></p> <p>(4) <u>液化天然ガス・液化石油ガス・液化酸素・液化窒素等の高圧ガスの製造及び販売並びに冷熱利用に関する事業</u></p> <p>(5) <u>コークス・炭素材・石油製品・有機化学工業製品・触媒等の無機化学工業製品の製造及び販売</u></p> <p>(6) <u>天然ガス、石油等のエネルギー資源の採取及び売買</u></p> <p>(7) <u>ガス機器・自動車・給排水設備機器・厨房設備機器・空調設備機器・家庭用電気機器・業務用電気機器・事務用機器の製作、販売、保守、管理及び賃貸</u></p> <p>(8) <u>建築資材・日用雑貨品・食料品の販売</u></p> <p>(9) <u>環境保全のための大気汚染防止装置・汚水処理装置・廃棄物処理装置の設計、製作、販売及び土壌の再生処理に関する事業並びに植林事業</u></p> <p>(10) <u>土木・建築・電気・管・機械器具設置の工事に関連する設計、監理及び施工</u></p> <p>(11) <u>不動産の売買、賃貸及び管理</u></p> <p>(12) <u>警備業並びに防犯・防災機器の販売及び賃貸</u></p> <p>(13) <u>情報の処理・提供サービス業、出版業並びにコンピューター・コンピューターソフトウェアの製作、販売及び賃貸</u></p> <p>(14) <u>料理教室・文化教室・スポーツ施設・老人ホーム・温浴施設・結婚式場の経営、介護保険法による居宅介護支援事業、飲食店業、旅行業法に基く旅行代理店業及び労働者派遣事業</u></p> <p>(15) ～ (19) (条文内容の記載省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>ガス事業、エネルギー資源の採取に関する事業、エネルギートレーディング事業、電気事業、再生可能エネルギー・水素に関する事業、熱供給事業その他のエネルギーに関する事業</u></p> <p>(2) <u>エネルギー関連製品・産業ガスの製造、加工、輸送及び販売に関する事業並びに冷熱利用に関する事業</u></p> <p>(3) <u>住宅用・業務用・工業用設備機器、自動車、建築資材の製作、販売、リース、保守及び管理に関する事業並びにエネルギーサービス、生活関連サービスに関する事業</u></p> <p>(4) <u>環境保全のための装置の設計、製作、販売及び土壌の再生処理に関する事業並びに植林事業</u></p> <p>(5) <u>土木・建築・電気・管・機械器具設置の工事に関連する設計、監理及び施工に関する事業その他のエンジニアリングに関する事業</u></p> <p>(6) <u>炭素材・活性炭・保存剤・光学電子機器用材料等の化学工業製品の製造及び販売に関する事業</u></p> <p>(7) <u>都市開発に関する事業、不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び関連サービスに関する事業並びに不動産投資顧問業</u></p> <p>(8) <u>電気通信事業、情報の処理・提供サービス業、出版業並びにコンピューター・コンピューターソフトウェアの製作、販売及び賃貸に関する事業</u></p> <p>(9) <u>警備防災に関する事業</u></p> <p>(10) <u>料理教室・高齢者用住宅・介護施設の経営、スポーツ教室の運営、介護サービス事業、飲食店業、旅行業法に基づく旅行代理店業、総務・人事・経理・庶務等の事務処理アウトソーシング事業及び労働者派遣事業</u></p> <p>(11) ～ (15) (条文内容は現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使等)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会に出席させ、議決権を行使させることができ</p>	<p>(議決権の代理行使等)</p> <p>第13条 (条文内容は現行どおり)</p>

る。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

- 2 会社法第 313 条第 2 項に定める議決権の不統一行使の通知は、書面により行わなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

(新設)

(剰余金の配当の基準日)

第 30 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当（期末配当という。）をすることができる。

- 2 当社は、会社法第 454 条第 5 項に定める取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当（中間配当という。）をすることができる。

(削除)

(削除)

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、法令に定めるところに従い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(剰余金の配当の基準日等)

第 30 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当（期末配当という。）をすることができる。ただし、当社は、感染症の流行又は天災地変の発生等により株主総会の決議によることが困難な場合に限り、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって期末配当をすることができる。

- 2 (条文内容は現行どおり)

(新設)

附則

(電子提供措置等に関する経過措置)

第1条 定款第15条の削除及び新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に定める改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2023年2月28日までの日を株主総会の日とする株主総会については、次の規定はなお効力を有するものとする。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上